注１　高高度基地局が使用する周波数帯の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

２　複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

３　複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあっては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(3)　陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
［略］	
四七〇MHz以上七一〇MHz以下	1　七一五MHzを超え七一八MHz以下又は七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が三MHz、一五MHz及び二〇MHzのものを除く。） 任意の六MHzの帯域幅における平均電力が（一）二六・二dBm以下の値 ［2　略］
［略］	

注１　九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七〇MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八〇五MHz未満、一、八八〇MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え一二・七五GHz未満の周波数帯については、一八〇kHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、三MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波

(2)　［同上］

周波数	不要発射の強度の許容値
［同上］	
四七〇MHz以上七一〇MHz以下	1　七一八MHzを超え七四八MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が三MHzのものを除く。） 任意の六MHzの帯域幅における平均電力が（一）二六・二dBm以下の値 ［2　同上］
［同上］	

注１　九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七〇MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八〇五MHz未満、一、八八〇MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え一二・七五GHz未満の周波数帯については、一八〇kHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、三MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波